

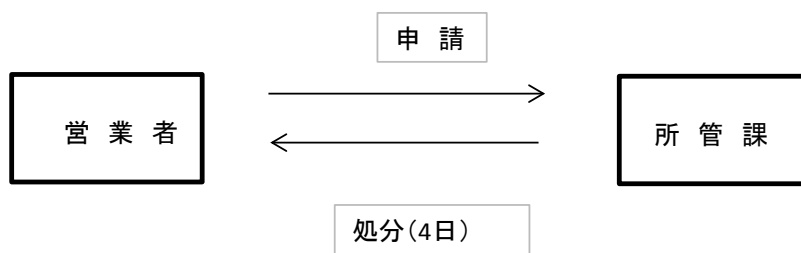
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 197

|   |                                      |    |
|---|--------------------------------------|----|
| 処 分 名   | 衛生検査所の登録証明書の再交付                      |    |
| 処 分 の 概 要   | 申請に基づき登録内容を確認、合致した場合、登録証明書を交付する。     |    |
| 根 拠 法 令 名   | 臨床検査技師等に関する法律施行規則(昭和33年7月21日厚生省第24号) |    |
| 条 項   | 第19条第1項                              |    |
| 所 管 課   | 医事薬事課                                |    |
| 経由機関での処理期間  | なし                                   |    |
| 所管課での処理期間   | 4日                                   |    |
| 標 準 処 理 期 間   | 計                                    | 4日 |
| 審 査 基 準   | 登録内容との一致が確認できること。                    |    |
| <p>【根拠法令等】<br/>臨床検査技師等に関する法律施行規則</p> <p><b>第19条</b> 衛生検査所の開設者は、衛生検査所の登録証明書を破り、よごし、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。</p> <p>2 前項の申請は、様式第十一による申請書とその衛生検査所の所在地の都道府県知事に提出することによって行うものとする。この場合においては、破り、又はよごした衛生検査所の登録証明書を、申請書に添えなければならない。</p> |                                      |    |

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。